

香川県報



第 39 号

平成 16 年

5月18日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

新たに生じた土地を確認した旨の届出
字の区域に編入する旨の届出

（自治振興課）
（ " " ）

一

身体障害者福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

二

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

（ " " ）

二

児童福祉法の規定による事業者の指定

（ " " ）

二

公告

大規模小売店舗立地法の規定による廃止の届出

（経営支援課）

三

収去飼料の試験結果の概要

（畜産課）

三

土地改良区の役員の退任の届出

（土地改良課）

五

落札者等の公示（二件）

（会計課）

五

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となった旨の告示

告示

香川県告示第三百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、高瀬町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、高瀬町長から届出があった。

平成十六年五月十八日

位	置	面	積
高瀬町大字上麻字中尾乙二四の四五から四七まで、乙二四の四九、乙二四の五五、乙二四の五六及び乙二四の六二並びに字岩瀬六〇二の一の地先の公有水面埋立地		二、四五〇・八九平方メートル	

香川県告示第三百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、高瀬町長から届出があった。

平成十六年五月十八日

上	下
高瀬町大字上麻字中尾	高瀬町大字上麻字中尾乙二四の四五から四七まで、乙二四の四九、乙二四の五五、乙二四の五六及び乙二四の六二の地先の公有水面埋立地

香川県告示第三百八十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇〇九九 一一三	有限会社サポートセンターふあいと坂出市加茂町七〇一番地一	有限会社サポートセンターふあいと坂出市加茂町七〇一番地一	平成十六年五月一日	身体障害者居宅介護

三七〇〇〇一 一〇〇一〇〇 一一九	ライフサポート みなみ	有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内六 二五番地一	平成十六年 五月十日	身体障害者居宅 介護
-------------------------	----------------	--------------------------------------	---------------	---------------

香川県告示第三百八十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項及び第十五条の十一第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七〇〇〇二 一〇〇〇九九 一一二	有限会社サポート センターふぁいと 坂出市加茂町七〇 一番地一	有限会社サポート センターふぁいと 坂出市加茂町七〇 一番地一	平成十六年 五月一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇一〇〇 一一八	ライフサポート みなみ	有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内六 二五番地一	平成十六年 五月十日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第三百八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七〇〇〇三 一〇〇〇九九	有限会社サポート センターふぁいと	有限会社サポート センターふぁいと	平成十六年 五月一日	サービスの種類 児童居宅介護
------------------	----------------------	----------------------	---------------	-------------------

一一一	坂出市加茂町七〇 一番地一	坂出市加茂町七〇 一番地一		
三七〇〇〇三 一〇〇一〇〇 一一七	ライフサポート みなみ	有限会社東かがわ 福祉会 東かがわ市横内六 二五番地一	平成十六年 五月十日	児童居宅介護

香川県告示第三百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 善土指道 第二号
 - 二 指定 年月日 平成十六年四月二十三日
 - 三 指定道路の位置 仲多度郡満濃町大字四條字下村上所九〇一 二
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・一八メートル
延長 四九・七〇メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第三百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 西土指道 第一号
- 二 指定 年月日 平成十六年四月二十七日
- 三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字横田丙一九二、丙一九三及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇五メートル
延長 三一・〇八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第三百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第三号

二 指定年月日 平成十六年四月三十日

三 指定道路の位置 さぬき市長尾西字福家二〇五 二、二〇八 三、二二〇 五及び二

一一三

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、五・〇メートル、六・〇

メートル及び七・〇メートル

延長 一六四・四五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第二百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホーネンコーポレーション

東京都千代田区大手町二丁目二番三号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー坂出店 坂出市入船町二丁目三〇番地八号ほか

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一四、九二二平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十六年三月六日

二 届出年月日

平成十六年四月三十日

香川県公告第二百七十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五

十六条第七項の規定により、平成十六年四月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次の

とおり公表する。

平成十六年五月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

栄養成分に関する検査

製造事業所等の所在地及び名称		取去場所		飼料の名称		製造(輸入)年月		試験結果の概要		その他の検査		違反の内容		
香川県高松市池田町一六四六の二 ブーキートレーディング株式会社本社工場		同上		ブーキウエットV (乾乳用)		平成十六年三月		粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	リン		粗繊維	粗灰分
香川県東かがわ市三本松二二三三 株式会社オールインワン本社工場		同上		ブーキウエットV (搾乳用)		平成十六年三月		%	%	%	%	%	%	%
肉牛肥育仕上用ハイ フィニッシュ		オールインワン前期		オールインワン子牛 育成		平成十六年三月		一・八	三・二	・七六	・三	二・五	三・七	水分 一三・二%
同上		同上		同上		平成十六年三月		一五・四	三・七	一・四	・四四	五・九	五・八	水分 一二・一%
同上		同上		同上		平成十六年四月		一六・三	三・八	・六二	・四四	五・八	五・二	水分 一二・五%
同上		同上		同上		平成十六年三月		九・八	四・	・五六	・二三	七・三	三・八	水分 四五・六%
同上		同上		同上		平成十六年三月		八・八	三・	・三	・二五	九・九	四・	水分 四七・四%

香川県公告第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員（の退任について次のとおり届出があった。）

平成十六年五月十八日

香川県知事 真鍋武紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 諏訪 博文 高松市川部町三九八番地 平成一六、三、一〇

香川県公告第二百七十三号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達（WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。）

平成十六年五月十八日

香川県知事 真鍋武紀

一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム運用管理業務一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十六年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番二号

六 契約金額 三五、七八四、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出

納局会計課財務システムグループ 電話番号 〇八七 八三一 三六三五

香川県公告第二百七十四号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達（WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。）

平成十六年五月十八日

香川県知事 真鍋武紀

一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム保守管理業務一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十六年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 香川県高松市中野町二九番二号

六 契約金額 五二、九二〇、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出

納局会計課 財務システムグループ 電話番号 〇八七 八三一 三六三五

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十八号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により平成十六年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十六年五月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
香川県自由民主党重恩支部	塩田 明良	三宅 正行	高松市前田西町一〇九八

平成十六年五月十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています